

平成 25 年 2 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

2月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第8号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 施行規則の一部を改正する規則の制定について	1
-------	---	---

議案第8号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成25年2月25日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整理をするためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設に準ずる施設)</p> <p>第3条の3 条例第7条の2第1項第3号の教育委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなされることとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</p>	<p>(障害者支援施設に準ずる施設)</p> <p>第3条の3 条例第7条の2第1項第3号の教育委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなされることとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）</p>